

平成25年度第1回富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会会議録

○日 時 平成25年5月14日（火曜日） 午後7時00分～9時00分

○場 所 市長公室

○出席者

- ・市民懇談会委員 岩田委員長、島谷副委員長、高橋委員、清水委員、吉原委員、小寺委員、池田委員、野崎委員
- ・事務局 【協働推進課】新井課長、鈴木副課長、水口主査

○欠席者

- ・市民懇談会委員 有賀委員

○傍聴者有り 2名

内 容
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ 岩田委員長</p> <p>3 事務局職員あいさつ（人事異動により）</p> <p>4 議題</p> <p>(1)報告事項</p> <p>①平成24年度審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況について、事務局が資料に添って説明。【資料1、1-②、1-③】</p> <p>委員長：パブリックコメントの案件の内容は大変素晴らしいが、内容量も多くて難しいと感じることが多い。市民からの提案数を増やすには、さらに工夫が必要である。</p> <p>事務局：パブリックコメントを実施しても、内容により提出される意見に多少の差が生じている。今後は、他市の実施状況を視野に置いて、改善の方法を考えたい。</p> <p>委員：委員の公募において、募集人数が少ないように思える。また、会議の開催時間が毎回平日の昼間に限定された場合、仕事をもっている人は応募できない。工夫が必要ではないか。この懇談会は夜間開催なので、出席率がよいと感じている。また、パブリックコメントにおいては、審議会での案件内容を協議・検証した場合は、実施後の市民の意見の報告も必ず</p>

してほしい。

- ②平成25年度審議会等の公募委員及びパブリックコメントの募集予定について
事務局が資料に添って説明【資料1-2】

委員からの質疑無し

- ③協働事業提案制度について市民参加及び協働推進庁内委員会の意見の報告
事務局が資料に添って説明。【資料2】

事務局：協働事業提案制度の検証を進めるうえで、市民の視点と行政の視点は全く違うものであり、この市民懇談会の提言書は、市民からみた制度のあり方なので、庁内委員会の意見を反映する必要性はないがいかがか。

委員：市民懇談会の提言書は、市民がいかに関心しやすさを考えて作成したものである。例えば、協働事業を提案できる団体は2人からというものに対し、庁内委員からでた公共施設利用の団体登録が3人からだが良いのだろうかという意見は趣旨が違うので、提言書を修正する必要はないと思う。

委員：協働事業提案の団体と団体登録の団体は定義が違い、別のものである。

委員長：では、庁内委員会の意見は、行政の視点として受け止め、市民懇談会の提言書は修正せず、案をとって市長へ提出したい。

(2) 協議事業

- ①平成25年度のスケジュールと協議内容について、今後の市民懇談会について
事務局が資料に添って説明【資料3】

事務局：25年度は自治基本条例の見直しの検証を行うが、条例を変更することになった場合、12月にパブリックコメントを実施することから、時間的な制約が生じる。よって検証作業をする会議の予定をひと月ずつ繰り上げることを提案させていただきたい。第2回の会議を7月、第3回の会議を8月、第4回の会議を9月としたい。また、今後の市民懇談会についてであるが、現在、市民懇談会は要綱で設置されている組織である。この要綱設置の委員会等について法規的に新たな取扱基準を作成し、全庁的に見直すことになった。この市民懇談会については、所掌事務を考慮し、条例設置の附属機関に移行することになる。6月の議会で決定するが、名称の変更も伴い、富士見市市民参加及び協働推進委員会になる予定なのでご了承をお願いしたい。

委員：了承

- ②自治基本条例の見直しについて

事務局が資料に添って説明【資料4、5、6、7、その1～7】

事務局：平成20年度の自治基本条例の見直しに関する提言書を市民懇談会から、見直しに関する報告書を庁内委員会が市へ提出した後、富士見市長が見解を出し、見直しを通して9つの課題が明らかになったとした。その解決方法について、現在に至るまでどのように図ったかを説明させていただく。まず、市民懇談会の提言書からの課題1つ目、市民提案制度・市

民発議制度の実施については、平成24年度にこの市民懇談会において協議し、協働事業提案制度の提言書としてまとめた。2つ目、市民公益活動団体に対する具体的支援（NPO法人市民団体の設立時や活動拠点の支援）については、協働推進課が市HPにおいて、それまでなかったNPOのページを平成23年度に作成・掲載している（資料その1）。NPO団体の説明や設立方法、市内各NPOの事業所へ出向き現場取材した記事等を公表している。3つ目、行政評価の適切な実施。評価の方法を明確にし、具体的に実施すること（第三者を含めた検証（評価）機関の設置）については、代表的なものとして、市民判定人による事業仕分けがあり平成21・23年度に実施した（資料その2）。4つ目、年度当初の市民参加協働推進計画（パブリックコメントの実施計画、各種審議会・懇談会等の委員募集予定計画や会議開催予定）については、毎年広報ふじみ4月号に掲載している（資料その3）。5つ目、条例解説書の充実については、逐条解説に市民定義の拡大解釈及び男女共同参画の視点を加えた（資料その4）。6つ目、市民に浸透させていくため、市民へのPR（リーフレットの作成）を積極的に実施については、平成21年3月にリーフレットを職員用及び市民用に発行・配布した（資料その5）。7つ目、条文の表現方法の改善研究については、取り組みはないが、条例策定当時、条文を前文と同じ口語体にすることを目指してはいたが、口語体にするると解釈が固定化するなどのおそれがあり、今の表現になったという経緯はある。越谷市や春日部市などの自治基本条例は、前文条文ともに口語体である。また、庁内委員会からの報告書の課題1つ目としてコミュニティ活動への支援について、年々NPO団体等との協働事業は増え、庁内各課において、平成21年度には11件だったものが、24年度は22件になっている（資料その6）。2つ目、市民参加手続規則の内容検討については、パブリックコメントの規則において『重要な施策』の捉え方について課題が残っている（資料その7）。3つ目、条例の市民への浸透策の取組み（市民目線での解説書の作成・概要理解のためのリーフレット作成）については、先ほど同様に平成21年3月にリーフレットを作成したところである（資料その5）。

委員長：市の取組みの工夫が理解できた。自治基本条例については、まちづくりの条例の基本となり、憲法同様と考えてよいと思う。今後は、条文見直しの検証作業となるが委員の改選となるので、社会情勢や現在の市の取組み等を考慮し、この条文に足りないところを考えていくのがよいと考える。

事務局：次の会議では、章立てで検証を行っていく予定である。社会情勢の変化や、条例が現在のまちづくりの趣旨に添っているかどうか検証し、課題を引き出しながら進めていきたい。また、条例だけでなく、逐条解説の内容も同様に検証する必要がある。

委員：自治基本条例は『基本』である為、基本は変えようがないと思うところ

がある。

(3) その他

事務局：次回の会議日程については、任期満了に伴う委員改選により、市長からの委嘱状交付となるため、日程調整後、新委員へ6月に通知をする。

5 閉会 島谷副委員長よりあいさつ

協働事業提案制度の提言書が完成し、委員として一安心である。市で取り組んでいる協働事業を、私たちの『ロコミ』で広げていきましょう。